

一般財団法人医学物理士認定機構定款

平成20年 1月12日制定

平成24年 9月17日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人医学物理士認定機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、医学物理士認定に関する事業を行い、もって医学及び医療の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 医学物理士の認定および認定の更新
- (2) 医学物理士育成教育機関の認定および認定の更新
- (3) 医学物理士育成教育機関における教育カリキュラムガイドライン策定
- (4) 医学物理士育成および能力の維持向上のためのセミナー等の開催
- (5) その他前各号に関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出者の名称及び住所並びに拠出する財産)

第5条 当法人の財産の拠出者の名称及び住所は次の通りであり、各拠出者の拠出する財産は同額とする。

- (1) 名称 一般社団法人日本医学物理学会
住所 東京都新宿区高田馬場四丁目 4 番 19 号
- (2) 名称 公益社団法人日本医学放射線学会
住所 東京都文京区本郷五丁目 1 番 16 号
- (3) 名称 公益社団法人日本放射線腫瘍学会
住所 東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号

(剰余金)

第6条 当法人は、剰余金の配分を行うことはできない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第8条 当法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、別に定める評議員選定基準に基づき、評議員3名、監事2名の合計5名をもって構成された評議員選定委員会により行う。

2 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第11条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第12条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第13条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 一般社団・財団法人法189条2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第17条 当法人に、理事6名以上12名以内および監事1名以上2名以内を置く

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(解任)

第20条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。ただし、理事及び監事には、その職務を行うため

に要する費用の支払をすることができる。

第2節 理事会

(権限)

第22条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第23条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第24条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第25条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に

贈与するものとする。

第6章 委員会

第29条 当法人の業務運営のため、以下の各号の委員会を置く。

- (1) 教育委員会
 - (2) 試験委員会
 - (3) 認定委員会
 - (4) 企画・調整委員会
- 2 各委員会の委員は、適任者で構成し、理事会で承認する。
 - 3 委員会の委員長は、委員の中から理事会で決定する。
 - 4 委員は、各委員会の委員を併任できる。
 - 5 委員の任期は2年とし、3月1日から2月末日までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 この法人の業務運営上、必要と認めるときは、理事会の議を経て第1項に定める以外の委員会等を置くことが出来る。

第7章 附則

(設立時評議員)

第30条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 唐澤久美子、小泉 潔、遠藤真広、丸橋 晃、小口 宏、奥村雅彦、江原範重、新保宗史

(設立時役員)

第31条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 山田章吾、白土博樹、鬼塚昌彦、金井達明、齋藤秀敏、福村明史

設立時代表理事 宮城県仙台市泉区加茂四丁目14番の20 山田章吾

設立時監事 杉村和朗、西台武弘

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成21年2月末日までとする。

- 2 設立時評議員及び設立時理事は、最初の評議員及び理事にそれぞれ引き続き就任する。

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。